

## 水口保健センター・水口地域包括支援センターが水口社会福祉センター福祉ホールに一時移転します

水口保健センター及び水口地域包括支援センターは改築のため、工事期間中、水口社会福祉センター福祉ホールに一時移転します。

ただし、移転先で、妊婦・子ども・高齢者等の相談、訪問事業は通常どおり行います。

水口保健センターで実施していました乳幼児健診、すこやか相談、教室関係などは他の施設で開催します。開催場所は、「令和5年度健診（検診）カレンダー」や「こうかSmileアプリ」、「市ホームページ」等をご覧ください。

ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。なお、水口保健センター等の電話番号やFAX番号に変更ありません。ご不明な点は下記までお問合せください。



**問合せ** すこやか支援課 TEL 69-2167 FAX 63-4085  
 水口保健センター TEL 62-5336 FAX 63-4591  
 長寿福祉課 TEL 69-2175 FAX 63-4085  
 水口地域包括支援センター TEL 65-1170 FAX 63-4591

## 『令和4年秋開始』の接種は5月7日まで延長されました

令和4年9月20日（火）から始まった『令和4年秋開始接種』（1人1回のオミクロン株対応2価ワクチン接種）の接種期間が延長されました。制度上、期間の再延長は予定されていないので、接種を希望される場合は5月7日（日）までに受けられるよう、早めにご検討ください。

### 〈令和5年度 新型コロナワクチン接種〉

令和5年度の接種予定は次のとおりです。詳細は決まり次第お知らせします。

	令和5年（春）開始接種	令和5年（秋）開始接種
接種期間	2023年5月8日～8月末まで	2023年9月～
対象者	初回接種（1・2回目接種）を終了した以下の方 ・高齢者（65歳以上） ・基礎疾患を有する方（5～64歳）* ・医療従事者 など	初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上のすべての方
初回接種	6か月～4歳の方（1～3回目）・5歳以上の方（1・2回目）は令和6年（2024年）3月31日まで接種可能です。	

\*5～11歳のうち基礎疾患を有する方以外の方の追加接種（オミクロン株対応2価ワクチン）は8月末まで接種可能です。

なお、令和5年度も自己負担なし（無料）で新型コロナワクチンを接種いただけます。

**問合せ** 新型コロナウイルス感染症対策室相談センター TEL 69-2154 FAX 69-2255

## 定期的な検診受診でがんを予防しましょう

がんは、早期発見・早期治療が大事な病気です。早期発見には定期的に検診を受診することが効果的です。

市が実施する胃がん（バリウム）、肺がん、大腸がん検診は、1年に1回、胃がん（内視鏡）検診は2年に1回の受診間隔ですので、積極的に受診しましょう。

市が実施するがん検診は集団検診の他に医療機関でも受けることができます。

例年4月は比較的空いていますので、早めの受診にご協力をお願いします。

\*乳がん・子宮頸がん検診も受診可能です。69歳以下の対象の方へは、4月下旬頃に受診券を送付予定です。  
 \*集団検診は、5月から実施予定です。詳しくは健診（検診）カレンダーまたは市ホームページをご確認ください。



4月から受診可能な病院	住所（電話番号）	予約方法
公立甲賀病院	水口町松尾1256（65-1612）	電話10:00～17:15月～金（祝日を除く）
甲南病院	甲南町葛木958（86-3415）	電話・来院14:00～16:30月～土（祝日を除く）
市内の他の医療機関	健診（検診）カレンダーを参照	予約の必要な医療機関があります

がん検診の種類	対象年齢	受診料
胃がん（バリウム）	40歳～74歳	900円
胃がん（内視鏡）	下記参照	3,200円
肺がん	40歳以上	200円
大腸がん	40歳以上	500円

※70歳以上は無料/

### 〈胃がん（内視鏡）検診〉

※以降年度末偶数年齢の方が対象になります

対象年齢	50歳	52歳	54歳	56歳	58歳	60歳	62歳	64歳	66歳	68歳	70歳	72歳	74歳	76歳
令和6年4月1日現在で50歳以上であり、かつ年度末に偶数年齢である。	昭和48年4月2日～昭和49年4月1日生	昭和46年4月2日～昭和47年4月1日生	昭和44年4月2日～昭和45年4月1日生	昭和42年4月2日～昭和43年4月1日生	昭和40年4月2日～昭和41年4月1日生	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日生	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日生	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日生	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日生	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生

※右記、対象年齢参照

※抗血栓薬で治療中の方などは市が実施する内視鏡検診を受診できません。

そのほかにも受診要件があります。事前に対象判定表をご確認の上、ご予約をお願いいたします。（市ホームページ）

**問合せ** すこやか支援課 健康増進係 TEL 69-2168 FAX 63-4085



## 令和5年度後期高齢者医療保険料について

後期高齢者医療保険料は被保険者の皆様に等しく負担していただく「均等割」と所得に応じて負担していただく「所得割」を合計して算出されます。

世帯の所得に応じた均等割の軽減等があります。

おひとりごとの新しい保険料の額は、令和5年7月に郵便でお知らせします。

$$\text{年間保険料}^{\ast 1} = \text{均等割額}^{\ast 2} + \text{所得割額}^{\ast 3} \text{ (総所得金額等} - 43\text{万円)} \times 8.70\%$$

対象者の所得要件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額） <sup>※4</sup>	令和5年度均等割額の軽減割合
43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下 <sup>※5</sup>	7割
43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下 <sup>※5</sup>	5割
43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (年金・給与所得者の数 - 1) 以下 <sup>※5</sup>	2割

後期高齢者医療制度に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方への軽減  
 所得割…負担なし（かかりません）  
 均等割…制度加入後2年間5割軽減

※1 年間保険料の上限は66万円です。  
 ※2 世帯の所得に応じた軽減制度等があります。  
 ※3 総所得金額等は公的年金所得、給与所得、事業所得、山林所得、その他所得、分離所得の合計です。  
 ※4 65歳以上の公的年金の受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で15万円を控除します。また、事業所得等の専従者控除および譲渡所得の特別控除等の税法上の規定は適用されません。  
 ※5 年金・給与所得者の数は、令和4年中の給与収入が55万円を超える方、または公的年金等収入が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える方に該当する世帯主および世帯の被保険者の人数です。

**問合せ** 保険年金課 後期高齢者医療係  
 TEL 69-2142 FAX 63-4618